

農地所有適格法人報告書

事業年度の
期間を記入

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

令和 7年 4月 1日

入善町農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地 入善町入膳 423 番地
名称及び代表者氏名 農事組合法人ファームにゅうぜん
代表理事 入善 太郎
電話番号 090(0000)0000

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	農事組合法人 ファームにゅうぜん 代表理事 入善 太郎		
主たる事務所の所在地	入善町入膳 423 番地		
経営面積 (ha)	所有農地の有無	有	無
	田	25.0	
	畑	0.5	
	採草放牧地	—	
法人形態	農事組合法人		

所有農地及び賃
貸借・使用貸借
している農地面
積をha単位で
記入

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

区 分	農 業	左記農業に該当 しない事業の内容	
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実 績	米・麦・大豆	農作業受託	※農事組合法人は農業のみ
翌事業年度の計画	米・大豆・ねぎ	農作業受託	

租収益の5割を超えるものを記入。ない場
合は租収益の多いものから3つを記入

「農畜産物を原料又は材料として使
用する製造又は加工」「農作業受託」
等と記入 ※記載要領 1 (1) 参照

農地を所有している場合は記載が必要

(2) 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前 (実績)	30,000,000 円	0円
報告対象年度の1年前 (実績)	32,000,000 円	0円
報告対象年度 (実績)	30,000,000 円	0円
翌事業年度の計画	28,000,000 円	0円

今回報告の事業
年度の売上げは
ここへ記入

農地を所有している場合は記載が必要

3 農地法第2条第3項第2号関係 構成員全ての状況

※組合員名簿の写しを添付して下さい
(役員・役職もわかるようにして下さい)

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等)

氏名又は 法人の構成員全員を記入 (別紙でも OK)※土地 提供者や農作業委託者 が構成員の場合記入	住所又は 主たる 事務所の 所在地	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	議決権の数		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
				株主 総会	種類 株主 総会	農地等の提供面積 (㎡)		農業への年間 従事日数		農作業 委託の 内容
						権利の 種 類	面 積	直近 実績	翌事業年 度の計画	
入善太郎 上原花子 上原一郎 青木二郎	入善町入地 423 番地	日本		1		賃借権	10,000	180	180	常時従事者
	同上	日本		1				150	150	常時従事者
	同上	日本		1		賃借権	7,000	0	0	全作業委託
	同上	日本		1				20	20	

住所又は所在地、国籍、翌事業年度の計画欄は農地を所有している法人のみ記載が必要。(記載要領8参照)
(議決権の5/100以上を有する株主、または5/100以上相当の出資をしている者について記載)

中間管理機構をとおり法人に貸している面積

「常時従事者」の農作業従事日数は「150 日以上」であること

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 1,200 日 ← 構成員全員の労働日数を集計

(2) 農業関係者以外の者(1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる 事務所の所在地	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	議決権の数	
				株主総会	種類株主総会
※集落営農はあまり例がない					

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者	100		100%	
(2) 農業関係者以外の者				
計	100		100%	

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

※法人の役員を全員記入してください

※組合員名簿の写しを添付して下さい
(役員・役職もわかるようにして下さい)

(役員・役職もわかるようにして下さい)

氏 名	住 所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役 職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度の計画	直近実績	翌事業年度の計画
入善太郎	入善町入膳 1100 番地	日本		代表理事	180	180	180	180
上原花子	入善町入膳 2200 番地	日本		理 事	150	150	150	150

農地を所有している農委所有適
法人のみ記載が必要
※記載要領8参照

役員の過半数が常時
従事者(150 日以上)
であること

「役員」または「重要な
のうち 1 人以上が農業
(60 日以上)しているこ

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

※重要な使用人とは農場長等の農作業を行う管理者になります。

[illegible]

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「2 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の 50%を超えるものと認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も 50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に 3 つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「2 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

4 「3 (1) 農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第 5 条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

また、法人が農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の 3 第 1 項に規定する認定経営発展法人である場合には、同法第 16 条の 5 に規定する提携事業者に該当する構成員の氏名又は名称に○を付してください。

5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。

6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

7 2、3 及び 4 の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。

8 2 の翌事業年度の計画、3 の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに 4 の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください（ただし、3 の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4 の (2) については、4 の (1) の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間 150 日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第 8 条に規定する日数（原則年間 60 日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。